

大分県（おおいた太陽光倶楽部） J-クレジット売却要領

（趣旨）

第1条 本要領は、大分県が運営・管理を務める「おおいた太陽光倶楽部」が、国が運営する J-クレジット制度において認証を受け取得したクレジット（以下「クレジット」という。）を、購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に売却するに当たり必要な事項を定める。

（購入希望者の募集）

第2条 購入希望者の募集は、県ホームページ等により行う。

- 2 クレジットの売却の都度、募集期間、売却予定数量、売却上限数量、最低売却数量等を別に定め、県ホームページ等で公表するものとする。
- 3 最低売却単価は別途設定するが非公表とする。

（購入の申込み）

第3条 購入希望者は、募集期間内に、購入申込書（様式第1号）を持参、郵送（必着）又は電子メールのいずれかの方法により、県に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる者を対象外とする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する者
 - (2) 暴力団又は暴力団の統制下にある者
 - (3) その他クレジットの売却先として適切でないと認められる者
- 3 県は、第1項の購入希望者の提出があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

（取引予定者の決定）

第4条 県は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、同条第2項に掲げる要件を満たすことを確認の上、最低販売単価以上の購入希望単価かつ最低販売数量以上の購入希望数量を提示した者のうち、以下の各号に掲げる順番にクレジットの売却取引を予定する者（以下「取引予定者」という。）を決定する。

- (1) 県内に事業所を有する者
 - (2) クレジットの活用方法について、大分県内でのカーボンオフセットに使用する者
 - (3) 購入希望単価がより高額である者
 - (4) 購入希望数量がより多い者
- 2 取引予定者は前項各号の順に決定するが、1者の売却量が上限数量に達した場合は、残りの数量は、次の取引予定者に売却する。
 - 3 購入希望単価及び購入希望数量がいずれも同じ事業者等が2者以上あった場合は、抽

選により当該事業者等の優先順位を決定する。

4 県は、売却の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第5条 前条の規定により決定した取引予定者については、県との2者間で契約書を作成し、契約を締結する。

(代金の納付)

第6条 おおいた太陽光倶楽部は、クレジットの売却代金を、全て県に寄付するものとし、取引予定者は、クレジットの売却代金を、県が別に定める期日までに、納入通知書により県に納入する。

(クレジットの移転)

第7条 県は、取引予定者からの売却代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により県の保有口座から取引予定者が指定する保有口座へ、クレジットの移転を行うものとする。

2 取引予定者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、県がクレジットの無効化を行うことができる。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び購入希望者又は取引予定者等が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月6日から施行する。

この要領は、令和7年1月20日から施行する。